

第2章 我が国のスポーツ施設の種類

2-1. 調査実施概要

我が国のスポーツ施設を網羅的に把握するため、本章ではスポーツ施設の種類を所管別・法令別に調査した。調査にあたっては、インターネット調査や文献調査により、所管別・法令別にスポーツ施設を抽出した上で、不明確な事柄を所管省庁、自治体や該当施設に電話確認を実施した。

2-2. スポーツ施設の種類

我が国のスポーツ施設を所管している主な省庁は、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省の5省庁である。公共のスポーツ施設は、各省庁の定める法令に基づいて設置されており、12種類に分類することができる。また、民間のスポーツ施設は、文部科学省の社会教育調査に基づくと7種類に分類できる。したがって、本調査では、これらをあわせた19種類を我が国のスポーツ施設の種類として定義した（図表2-1参照）。

さらに、下記の各データソースを用いて施設分類ごとの総数を調査した。我が国のスポーツ施設は、大多数が学校にあり、次いで社会体育施設、都市公園、会社設置施設が多い。

なお、都市公園内にある社会体育施設のように同一施設が重複して計上されていることがありうる。一方、「第3章 我が国のスポーツ施設の現状」における調査では、多くの地方公共団体において、各地域のスポーツ施設を網羅的に把握できていない状況が確認できたことから、地方公共団体からの回答を基に作成されている「社会教育調査報告書」や「体育・スポーツ施設現況調査報告書」における施設数には漏れがある可能性がある。また、各データソースにおいて、施設数の数え方が異なるケースもありうる（例えば、テニスコートの数え方として箇所数と面数、プールの数え方として箇所数と水槽数が混在しているといったケース）。そのため、施設分類ごとの総数を単純に合計して我が国のスポーツ施設全体の総数を算出したり、各施設の割合を算出することは適切でないと考えられる。

【図表 2-1 我が国のスポーツ施設の分類と総数】

公/民	所管	法令	施設	総数
公共	文部科学省	学校教育法	(1) 学校体育・スポーツ施設 (小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 専修学校各種学校、大学(短期大学を含む)、高等専門学校)	144,651
		スポーツ基本法	(2) 社会体育施設	47,571
		社会教育法 地方自治法	(3) 公立社会教育施設等(公民館、青少年教育施設、女性教育施設等) に付帯するスポーツ施設	5,757
	厚生労働省	身体障害者福祉法	(4) 障害者スポーツ施設 (身体障害者福祉センター、旧勤労身体障害者体育施設、 旧勤労身体障害者教養文化体育施設(旧サン・アビリティーズ)等)	114
		厚生年金保険法(改正前)	(5) 旧ウエルサンピア (厚生年金休暇センター、健康福祉センター、スポーツセンター)	28
		雇用保険法(改正前)	(6) 旧勤労者福祉施設に該当する体育施設	1,191
	国土交通省	都市公園法	(7) 都市公園	12,507
		道路法、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律	(8) 道の駅	137
	農林水産省	国有林野の管理経営に関する法律	(9) レクリエーションの森 (自然休養林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域)	343
		-	(10) 農業者トレーニングセンター	63
		-	(11) 農業公園	662
	環境省	自然公園法	(12) 国立公園、国定公園	89
	民間	-	(13) 職場スポーツ施設	6,827
-		(14) 独立行政法人設置施設	56	
-		(15) 一般社団法人・一般財団法人(特例民法法人を含む)設置施設	588	
-		(16) 会社設置施設	10,995	
-		(17) その他法人設置施設	599	
-		(18) 任意団体設置施設	383	
-		(19) 個人設置施設	2,911	

図表 2-1 「総数」のデータソース

<文部科学省 所管施設>

- ・ 文部科学省『平成23年度 社会教育調査報告書』
- ・ 文部科学省『平成20年度 体育・スポーツ施設現況調査報告書』

<厚生労働省 所管施設>

- ・ 笹川スポーツ財団(2014)『スポーツ白書 ～スポーツの使命と可能性～』
- ・ 独立行政法人 年金・健康保険福祉施設整理機構(2010)『年金福祉施設等の譲渡完了について』

<http://www.jcho.go.jp/rfo/doc/100817press.pdf>

- ・ 旧ウエルサンピア各施設 ホームページ
- ・ 内閣官房行政改革推進室『勤労者福祉施設の整理』
<http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/tokusyuu/201224/sankou.pdf>

<国土交通省 所管施設>

- ・ 国土交通省 都市公園データベース『都市公園内の運動施設整備現況』
http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/t_kouen/pdf/07_h25.pdf

- ・ 国土交通省（２０１３）『道の駅について』
http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/local_economy/04/haifu_04_1.pdf

<農林水産省 所管施設>

- ・ 林野庁 レクリエーションの森 ホームページ
- ・ 農業者トレーニングセンター各施設 ホームページ
- ・ 農林水産省『２００５年農林業センサス』

<環境省 所管施設>

- ・ 環境省 ホームページ

<民間各施設>

- ・ 文部科学省『平成２３年度 社会教育調査報告書』
- ・ 文部科学省『平成２０年度 体育・スポーツ施設現況調査報告書』

2-3. 各スポーツ施設（公共）の概要

「2-2. スポーツ施設の種類」にて整理した公共のスポーツ施設の各分類について、その概要を以下に示す。なお、民間のスポーツ施設の種類は設置者による区分となっており、設置者の他に補記すべき事項はないため個別の説明は省略する。

（1）学校体育・スポーツ施設

公（組合立含む）私立（株式会社立含む）の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、大学（短期大学を含む）、高等専門学校に設置された体育・スポーツ施設。文部科学省が所管しており、学校教育法が根拠法令である。

（2）社会体育施設

一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設。文部科学省が所管しており、スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法が根拠法令である。

（3）公立社会教育施設等（公民館、青少年教育施設、女性教育施設等）に付帯するスポーツ施設

下記3つの施設を中心とした公立社会教育施設等に付帯して設置されたスポーツ施設。文部科学省が所管しており、スポーツ基本法、社会教育法、地方自治法が根拠法令である。

① 公民館

社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館、もしくは、社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの。

② 青少年教育施設

青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設。

③ 女性教育施設

女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む）が設置した社会教育施設。

(4) 障害者スポーツ施設（身体障害者福祉センター、旧勤労身体障害者体育施設、旧勤労身体障害者教養文化体育施設（旧サン・アビリティーズ）等）

下記4つに分類される施設で、所管は厚生労働省である。

① 身体障害者福祉センター

「身体障害者福祉法」第31条に明記されている身体障害者福祉センターのうち、更生相談、機能訓練、スポーツおよびレクリエーションの指導、ボランティアの養成、身体障害者社会参加支援施設の職員に対する研修、その他身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う施設で、「身体障害者社会参加支援施設の設置及び運営に関する基準」に設置基準が定められている。体育館、プール、機能訓練回復室の他に会議室、研修室などを備えている。

② 旧勤労身体障害者体育施設

1961年に厚生労働省所管の特殊法人として設立された雇用促進事業団（現 独立行政法人雇用・能力開発機構）が、勤労身体障害者の福祉の増進を図るとともに、その雇用の安定に資することを目的に設置した施設。1975年1月から1980年度までの期間に設置された。

③ 旧勤労身体障害者教養文化体育施設（旧サン・アビリティーズ）

「勤労身体障害者体育施設」と同様、雇用促進事業団が勤労身体障害者の機能の回復向上、健康の増進、コミュニケーションおよび教養・文化等の施設を提供し、もって雇用の安定と福祉の増進に資することを目的として設置した施設。1981年度から1986年度までの期間に設置された。

④ その他の施設

上記3施設以外で、地方自治体が設置している障害者スポーツ施設。

(5) 旧ウェルサンピア（厚生年金休暇センター、健康福祉センター、スポーツセンター）

厚生年金保険法に基づき、厚生年金の被保険者、年金受給者の健康の保持増進等を目的として、保険料を財源として設置された。しかし、年金制度等を取り巻く厳しい財政状況の中、給付と負担のあり方を抜本的に見直すなどの制度改正が2004年に行われた。これを踏まえ、福祉施設においても整理合理化が行われることになり、2005年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構により、全て民間等に譲渡又は廃止された。

(6) 旧勤労者福祉施設に該当する体育施設

雇用保険の雇用福祉事業として、雇用促進事業団（現 独立行政法人雇用・能力開発機構）により整備された体育施設。他に、教養、文化、レクリエーション等の施設がある。2005年度までに全て譲渡・廃止された。

(7) 都市公園

都市公園法に基づく公園であり、所管は国土交通省である。

公共の福祉の増進に資することを目的として、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設として位置付けられている。住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模の、様々な種類のものがあり、その機能、目的、利用対象等によって、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園、緩衝緑地等（特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道）の5種類に区分される。

都市公園の効用を全うするため当該公園又は緑地に設ける公園施設（園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設等）も同法における都市公園に含まれており、この公園施設の一つとして掲げられている「野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令の定めるもの」がスポーツ施設に該当する。

(8) 道の駅

道路法ならびに交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づいた施設であり、所管は国土交通省である。1993年から道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供及び地域の振興に寄与することを目的として創設され、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つのコンセプトを持つ。地域連携機能により、文化共用施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設が設置されるが、その一つにスポーツ施設がある。

(参考)

道の駅「しみず」和歌山県有田川郡有田川町
案内図



ふれあいドーム

- ・テニスコート（屋外2面/ドーム内4面）
- ・ゲートボール場1面



ウォータースライダー付きプール



(出所：ふるさと有田川 ホームページ)

(9) レクリエーションの森（自然休養林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域）

国有林野の管理経営に関する法律に基づいた施設で、農林水産省（林野庁）が所管している。国有林野のうち自然景観に優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したもの等、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野が選定されている。それぞれの森林の特徴や利用の目的に応じて、自然休養林、自然観察教育林、風景林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風致探勝林の6種類に区分される。

本調査では、その中で、スポーツをすることが可能な3種類の施設をスポーツ施設と定義した（ハイキングやキャンプを楽しむことができる自然休養林。アウトドアスポーツに適し、キャンプ、サイクリングなどで自然を体感できる森林スポーツ林。スキー場や宿泊施設などが一体となった野外スポーツ地域。）。

(参考)

自然休養林：富士山自然休養林 ハイキングマップ



(出所：富士山自然休養林 ホームページ)

野外スポーツ地域：中山峠スキー場（北海道）



(出所：北海道森林管理局 ホームページ)

(10) 農業者トレーニングセンター

1972年から1989年頃まで実施していた農業構造改善事業等により、地域の農業者の技術の向上と相互連帯意識を高め、組織的な生産、生活体制を確立することを目的に研修施設の附帯施設として整備が可能となっていた施設である。所管は農林水産省である。

(参考)

朝日農業者トレーニングセンター（北海道）



(出所：士別市 ホームページ)

(11) 農業公園

農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保・育成を図るために設立された公園。レジャー・レクリエーションの機能の一つとして、スポーツ施設を有するものがある。所管は農林水産省である。

なお、「図表2-1 我が国のスポーツ施設の分類と総数」における農業公園の総数は、スポーツ施設の有無についての情報が確認できなかったため、農業公園全ての総数（スポーツ施設が設置されていない公園も含む）とした。

(参考)

あけぼの山農業公園（千葉県）芝生広場



(出所：あけぼの山農業公園 ホームページ)

(12) 国立公園、国定公園

自然公園法に基づいた公園で、環境省が所管である。国立公園は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む）として指定される。国定公園は、国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景として指定される。景観を見ながらのハイキング等が可能なことから、スポーツ施設の一つとして定義した。

(参考)

尾瀬国立公園



(出所：尾瀬山小屋総合情報サイト)

尾瀬探勝モデルコース紹介

